

岡東浄化センター
脱水ケーキ運搬業務委託（単価契約）

仕 様 書

令和8年度

岡山市下水道河川局下水道施設部
下水道施設管理課（東部）

第1章 総則

(適用と概要)

第1条 この仕様書は、岡東浄化センター脱水ケーキ運搬業務委託（単価契約）に適用する。本業務は、岡東浄化センター（以下「浄化センター」という。）の脱水ケーキを東部クリーンセンター、水島処分場まで運搬するものであり、浄化センターの機能が十分発揮できるように仕様書・契約書・関係書類及び本市監督員（以下「監督員」という。）の指示に従い、誠実かつ安全に業務を履行すること。

(事前協議)

第2条 受託者は、本業務の契約締結後、すみやかに手順等について監督員及び関係者と協議・打合せをすること。

(疑問等)

第3条 受託者は、業務履行に際して疑問が生じた場合は、監督員と協議すること。また、履行方法・手順等については、監督員の指示に従うこと。

(業務責任者)

第4条 受託者は、本業務における業務責任者を定め、本市に届け出ること。業務責任者は円滑な委託業務が履行できるよう管理すること。

(再委託の禁止)

第5条 委託された産業廃棄物の運搬の全部又は一部を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、岡山市が必要と定める事項について書面による承諾を得て、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に定める再委託基準に従う場合はこの限りではない。

(弁償・復旧)

第6条 受託者は、本業務履行中に本市既設工作物等に損害を与えた場合、受託者において同等品以上をもって弁償・復旧すること。

(検査)

第7条 検査員の検査に合格しない場合、受託者は、遅滞なく不良個所の再履行を行い、検査員の再検査を受けること。

(安全対策)

第8条 受託者は、本業務の履行に際して労働安全衛生法等関係法規を遵守し、所定の安全対策を施し、事故防止に万全を期すること。

(運搬料の算定及び委託代金の支払い)

第9条 本業務委託費の支払いは、月末締め翌月払いとする。

(提出書類)

第10条 受託者は、次の書類を提出すること。

- 1 業務委託契約時に提出する書類
 - (1) 契約書（産業廃棄物収集運搬業許可書の写しを一緒に綴じる）
 - (2) 産業廃棄物収集運搬業許可証の写し
 - (3) その他監督員の指示による必要な書類
- 2 業務委託着手時に提出する書類
 - (1) 業務委託着手届
 - (2) 委託工程表
 - (3) 業務責任者
 - (4) 緊急連絡体制表
 - (5) 収集運搬車両の番号及び構造図（車検証の写し及び車両図面 等）
 - (6) その他監督員の指示による必要な書類
- 3 委託期間中に提出する書類（毎月）
 - (1) 委託報告書
 - (2) 収集運搬報告書及びマニフェスト（B2票）
 - (3) 産業廃棄物確認伝票（紫色伝票）
 - (4) その他監督員の指示による必要な書類
- 4 委託業務完了時に提出する書類
 - (1) 業務委託完了届
 - (2) 業務委託写真帳
 - ・ 岡東浄化センター積込搬出状況
 - ・ 東部クリーンセンターへの投入状況
 - ・ 水島処分場への投入状況
 - (3) その他監督員の指示による必要な書類

（履行期間）

第11条 本業務の委託期間は、令和8年4月1日より令和9年3月31日までとする。

第2章 履行細則

(目的及び内容)

第12条 本業務は、岡東浄化センターより発生した脱水ケーキを資源として有効に利用するために東部クリーンセンター、水島処分場まで収集運搬するもの。

(脱水ケーキの性状・設備概要等)

第13条 浄化センターより排出する脱水ケーキの性状、搬出数量および設備等の概要は次のとおり。

1 脱水ケーキ

- イ 年間搬出数量 東部クリーンセンター 850 t以内
水島処分場 350 t以内
◎1回あたりの排出量 8～10 t/回
- ロ 含水率 80.0%前後程度
- ハ 臭気 有機物の腐敗による臭気を有している
- ニ 廃棄物の種類 汚泥（特別管理産業廃棄物には該当しない）
- ホ 直接取扱う場合の注意 保護具（手袋・マスク等）を着用及び手洗いの励行
- ヘ 搬出日 日曜日・12月31日～1月2日を除く。
原則として下記を予定している。
・4月、9月～3月は水曜、金曜（東部クリーンセンターへ）
・5月～8月は水曜（水島処分場へ）
具体的な期間については監督員の指示に従うこと。
（ただし、災害等で他の脱水ケーキ処分業務が困難な場合や、運転管理の状況に応じて搬出の依頼や増車をする。）
- ト 搬出時間 本市の指定する日は原則として除く。
原則として、8:30～14:00とする。
やむを得ず事故や渋滞等で搬出時間が守れない場合は、事前に本市に連絡し、確認をとること。
- チ 清掃 脱水ケーキ積込み後、ホッパー周辺の清掃を行う

2 排出施設

岡東浄化センターホッパー棟

- イ ホッパー 10 t H = 3,450 mm (FLより)
- ロ 使用車種 ダンプトラック

3 搬入施設

東部クリーンセンター 岡山市東区西大寺新地453-5番地
水島処分場 倉敷市水島川崎通1-18

(関係法令の遵守)

第14条 受託者は、業務の履行にあたり、道路交通法及び本業務に係る諸法令・規則・通達等を遵守すること。

- 2 受託者が前項に重大な違反をしている事実が判明した場合は、この契約を解除する。

(産業廃棄物管理票「マニフェスト」の使用)

第15条 この業務履行に当たっては、適正な処理を確認するため、委託者が発行した産業廃棄物マニフェスト(以下「マニフェスト」という。)を使用すること。

2 マニフェストは処理終了後すみやかに提出すること。

(委託数量の確認)

第16条 本業務の収集運搬数量は、処分先の計量装置で計量するものとし、ケーキ搬出伝票及びマニフェストにその量を記載すること。

(緊急事態発生時の対応)

第17条 緊急事態発生時、受託者は、状況について緊急対応・処置を行ったうえで監督員にすみやかに報告すること。また、監督員と対応を協議し、受託者の責任で対処すること。

2 受託者は、修理、点検等により車両が使えなくなる場合は、あらかじめ、監督員にその旨を連絡し、代替りの車両を手配すること。

3 受託者は、浄化センターの運転管理及び汚泥搬出に支障をきたさないよう対処すること。

(注意事項)

第18条 委託業務履行上の注意は次のとおりとする。

1 汚泥積載量が9トン程度の天蓋付水密性ダンプトラックにより脱水ケーキを収集運搬すること。

2 浄化センターの運転管理において排出数量に増減があった場合、増車、減車に対応すること。

3 運搬には十分注意し、トラブルをおこさないこと。

4 脱水ケーキを直接取扱う場合は、保護具(手袋・マスク等)を着用し、手洗い励行のこと。

5 運搬時における臭気および飛散対策は、十分に行うこと。

6 トラックの脱水ケーキ積み込み及び荷下ろしの際は現場作業員の指示に従い行うこと。

7 収集運搬経路は次のルートを通ること。

イ 岡東浄化センター搬出入ルート

岡山県道215号江崎金岡線から百間川土手沿いを制限速度遵守で通行し、途中のボックスカルバートに於いては、徐行の上、岡東浄化センターへ入退場

ロ 東部クリーンセンタールート

2号バイパスからブルーラインを経由し、西大寺インターからごみ収集車のルートを通行
ハ 水島処分場ルート

国道2号線から県道429号・430号を経由し、JFEスチール(株)西門より入場

8 運搬時には、車両の前面または側面に「岡山市」と記載したマグネットシート等をよく見えるように設置すること。

9 東部クリーンセンターへの搬入は、基本的に水、金曜日とし、搬入可能時間は、9:00~15:00とする。原則として、2回目の搬入がある日は15:00までに必ず間に合うように搬入すること。

10 東部クリーンセンターでのダンプアップの際には、搬入扉及びその他構造物を破損することが無いように十分注意を払うこと。

11 東部クリーンセンターピット搬入口等図面はあくまで参考値とし、幅及びダンプアップ時の荷台と建屋の干渉がないかを実車にて現地確認すること。

12 運搬する車両を新たに追加する場合は、監督員にその旨を連絡し、積み込み等に支障がないか確認し、車両番号や構造図がわかる書類を提出すること。